

母子及び父子家庭等医療費助成は 自動償還払いができます！

自動償還払いとは？

県内医療機関等で受診

1 対象者の受給者証を提示 →
※健康保険被保険者証等と一緒に



2 医療費・お薬代を支払う。



嘉手納町 母子及び父子家庭等医療費受給者証 (自動償還)				
事業番号	02	受給者証番号	2409561111	
対象者	フリガナ	カデナ イチロウ	続柄	性別
	氏名	嘉手納 一郎	子	男
生年月日		〇〇年〇〇月〇〇日		
保護者	フリガナ	カデナ ハナコ	性別	
	氏名	嘉手納 花子	女	
住所		嘉手納町字嘉手納588番地		
加入保険	被保険者氏名	嘉手納 花子		
	保険者名称	嘉手納町		
資格取得日		平成30年8月1日から		
有効期限	外来	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで		
	入院	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで		
〇〇年〇〇月〇〇日				
嘉手納町長				印

3 受診月の翌々月(2か月後)に指定の口座に振り込まれます。
※支給日は毎月最終木曜日です。

○その他注意事項

- ① 子ども家庭課窓口での申請も可能です。領収書、受給者証を持参の上、子ども家庭課窓口で支給申請手続きを行ってください。※診療を受けた月の翌月から起算して2年以内
- ② 資格取得日以降で自動償還の手続きができなかった医療費等について、受給者証、領収書を持参の上、嘉手納町役場子ども家庭課窓口で申請してください。
- ③ 外来受診について、1人1か月につき1保険医療機関ごと(医科・歯科別、薬局(調剤)は、各医療機関に含む。)に1,000円の受給者の一部負担があります。
ただし、入院費については、1,000円の受給者の一部負担はありません。

お問い合わせ先：嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係 956-1111 (内線 271)

1 嘉手納町役場窓口で助成金を受給する手続が必要な場合

次のいずれかに該当する場合には、嘉手納町役場窓口で助成の申請手続を行う必要があります。

- (1) 沖縄県外で受診した場合
- (2) 自動償還を導入していない医療機関等で受診した場合
- (3) 受給者証を提示せず受診した場合
- (4) 鍼灸、整骨院、あん摩、柔道整復等の自己負担分の場合

※ 診療を受けた月の翌月から起算して2年以内

2 その他注意点

- ① 医療費が高額の場合、その他の制度で給付を受けることができるかを確認した上での給付になりますので、支給が遅れる場合があります。
- ② 医療費助成の対象外になる医療費について
 - (1) 学校保険等が適用される。(学校等でのケガなど。)
 - (2) 保険適用とならないもの(健診、診断書(文書料)、容器代、予防接種など。)
 - (3) 他の制度で給付を受けることができる。
 - (4) 入院時の食事療養及び差額ベット代など。
- ③ 嘉手納町役場で届出が必要な場合
 - (1) 受給者の氏名又は住所が変更したとき。
 - (2) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
 - (3) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
 - (4) 助成金の口座振替先の金融機関に変更があったとき。
 - (5) 婚姻したとき。(内縁関係等も含む。)
 - (6) 町外に転出するとき。
 - (7) 児童を監護又は養育しなくなったとき。(児童の施設入所、里親委託など。)
 - (8) 他の医療制度の対象になったとき。(重度心身障害者(児)医療費助成など。)
 - (9) 新たに扶養義務者と生活を共にするようになったとき。
 - (10) 所得の修正申告をしたとき。(同居の扶養義務者も含む。)